

文化財を活用した地域活性化について

サブ・ディレクター 古川 義秀
東部地区中山間活性化支援員 藤本 隆之

要 旨

地域活性化には、様々な地域資源が取り上げられるが、文化財もその重要な資源の一つである。文化財は、地域の歴史や文化を伝える重要な役割を果たしている。また、文化財を活用することで、地域の魅力を高め、観光客を呼び寄せ、地域経済を活性化させることができる。文化財は、地域の宝であり、大切に守り、活用していく必要がある。文化財を活用した地域活性化は、地域の持続可能な発展に貢献する重要な取り組みである。

文化財は、地域の歴史や文化を伝える重要な役割を果たしている。また、文化財を活用することで、地域の魅力を高め、観光客を呼び寄せ、地域経済を活性化させることができる。文化財は、地域の宝であり、大切に守り、活用していく必要がある。文化財を活用した地域活性化は、地域の持続可能な発展に貢献する重要な取り組みである。

文化財は、地域の歴史や文化を伝える重要な役割を果たしている。また、文化財を活用することで、地域の魅力を高め、観光客を呼び寄せ、地域経済を活性化させることができる。文化財は、地域の宝であり、大切に守り、活用していく必要がある。文化財を活用した地域活性化は、地域の持続可能な発展に貢献する重要な取り組みである。



(史跡栃本廃寺跡整備範囲全景)

(注)飛鳥、奈良時代に建立され、平安代になくなった。一般に古代寺院、が、建物記録等が失われ、名残も残っていない。が、地に残っている。味「」と呼ばれる。が、

1. はじめに

鳥取市国府町の栃本廃寺跡は、現在、鳥取市において保存整備されている、保存整備の観点から、国に指定されている跡地を、鳥取市に指定するの、国の指定を受けることについて、栃本廃寺跡の保存整備の観点から、国に指定するの、国の指定を受けることについて、栃本廃寺跡の保存整備の観点から、国に指定するの、国の指定を受けることについて、

栃本廃寺跡は、現在、鳥取市において保存整備されている、保存整備の観点から、国に指定されている跡地を、鳥取市に指定するの、国の指定を受けることについて、

栃本廃寺跡の保存整備の観点から、国に指定するの、国の指定を受けることについて、

国府町 現鳥取市に 2004 年、栃本廃寺跡の保存整備の観点から、国に指定するの、国の指定を受けることについて、

栃本廃寺跡の保存整備の観点から、国に指定するの、国の指定を受けることについて、

、跡地は、1935 年 12 月に、跡地を、国に指定するの、国の指定を受けることについて、

、2004 年 2 月に、跡地を、国に指定するの、国の指定を受けることについて、

跡地は、8435.28 ㎡に、跡地を、国に指定するの、国の指定を受けることについて、

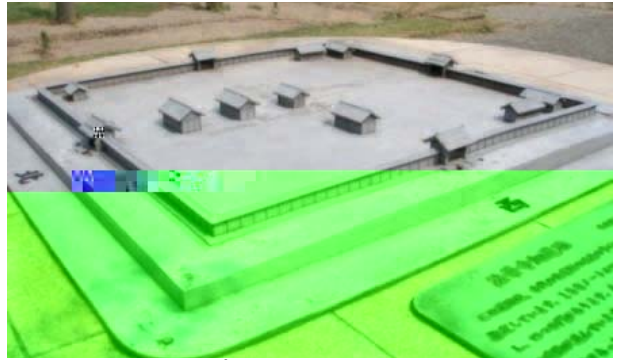
お、栃本廃寺跡の跡地は、鳥取市にある。

2. 栃本廃寺跡の概要

鳥取県は、廃寺跡 22 箇所を、国の国指定を受けている、国の国指定を受けている、国の国指定を受けている、

栃本廃寺跡の跡地は、鳥取市にある、鳥取市にある、鳥取市にある、

国に指定されている、鳥取市にある、鳥取市にある、



論： 模

100

0

% 便 植栽樹芝

100

100

4.1 法華寺畑遺跡（倉吉市）



論： 復

00 10

0



論： レ棟壁面の の ； 論： の 復 の の

100

00

100

100



論： す



史跡の維持管理については、定期的にシルバー人材センターや地元地区が草刈りや清掃を行うほか、町教委区委員会で の維持管理を行 ている



(岩井廃寺塔跡；草刈りを行っているシルバー人材センターの方)

4.6 土師百井廃寺跡（八頭町）

町の跡は、にたりにり、地元 のの会 ているほか、の、に、ている

跡の、がを、で、り、は、にたてのが、ている

地元 に、地元で清掃 の を行 ている、人 が ので



(土師百井廃寺跡；塔跡部分)



(土師百井廃寺跡；公園部分)

4.7 斎尾廃寺跡（琴浦町）

町の跡は、で、史跡に定、ている史跡の、は、町の、の、で、かりに、いに、が、に跡に、い、が、史跡の、が、ている、地元地、では、の、史、の、で、ている

史跡の管理は、町が、ているが、史跡の清掃は、が、員に、り、行、行、ている



(斎尾廃寺塔跡；塔跡の背後は芝生畑)

4.8 三ツ塚廃寺跡（兵庫県丹波市）

か、史跡定を、ている跡は、に240の、は、の跡、跡の、跡の、の、が、か、史跡、で、ているが、には、を、が、うに、ているの

ので、たのが、にり、大、が、ているの跡で跡は、史跡に、

町の、り、を、史跡で町が、を、ているほか、史跡の地には、一、を、ている

については、に、ンを、に、う、史跡、つりの、ンを、行、委員会が行、り、では、地元、が、り、を、て、ン、ル、や、ール、を、て、で、い、ほか、の

表1 国の史跡及び特別史跡に指定されている廃寺跡の管理及び活用状況 (H22. 8~9 調査)

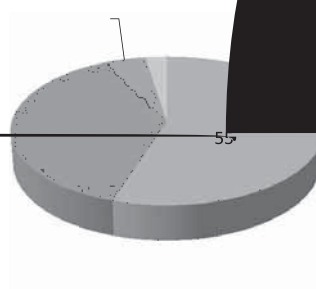
名称(種別)	大原廃寺塔跡(史跡)	伯耆国分寺跡(史跡)	法華寺畑遺跡(史跡)	上淀廃寺跡(史跡)	岩井廃寺塔跡(史跡)	土師百井廃寺跡(史跡)	斎尾廃寺跡(特別史跡)	三ツ塚廃寺跡(史跡)	
所在地	倉吉市大原	倉吉市国分寺	倉吉市国府	米子市淀江町福岡	岩美町岩井	八頭町土師百井	琴浦町槻下	兵庫県丹波市市島	
史跡等指定面積(公園等も含む)	約255㎡	約34,800㎡	約40,758㎡	約25,560㎡	約83㎡	約4,973㎡	約2,367㎡	約41,976㎡	
管理(受託)者	地元地区	社歴史公園管理委員会、倉吉シルバー人材一、倉吉	倉吉市、倉吉	米子市	岩美町(管理等)、地元地区(等)	八頭町、地元地区	琴浦町	丹波市、地元社会	
管理内容等	者	土地所有者	伯耆国分寺跡管理人	倉吉シルバー人材	市員	地元地区指定管理)シルバー人材()	地元地区	町員	シルバー人材
	清掃の頻度	年数回	年100回	年100回	年5回(別途、毎月地元住民による清掃あり)	年24回程度	年7回程度	年7回程度	毎週月曜日から金曜日の午前中
	催事等の受付	なし	倉吉市教育委員会事務局文化財課	倉吉市教育委員会事務局文化財課	米子市教育委員会事務局文化課、妻木晩田遺跡活用実行委員会	地元地区(地区運動会の場合)	—	教育委員会事務局教育課	催事等実る実行委員会事務局
	年(22)				1		0	122	2,00
活用状況	問い合わせ件数	1年度教育	1(10)	10(5)	20(10)	()	()	1()	
		20年度教育	1(10)	10(5)	20(10)	()	()	12()	
		21年度教育	1(10)	10(5)	20(10)	()	()	12()	
	活用	地	地区りりの会	の場の育の	年回(妻木晩田遺跡活用実行委員会)跡り等年数回(催)	地区住民、地区運動会の会場のし用	地元住民による等育の	の等のな	実行委員会、行し跡り、地元住民による等
	学校の活用内容	の		年5、程度	年5、程度	年、程度	年、程度	年、程度	年、程度
中の			年、程度	年、程度	年、程度			年、程度	
中のの活用		あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	なし
	なし	教員	、中、等のの教員	なし	なし	なし			

6. 地元住民の意向

栃本廃寺跡のある鳥取市国府町栃本地区は、
2007年7月末時点で、2戸 人の集 である

本 の で、栃本廃寺跡の の
は、 跡 け で、市
の の、 の の
は、 る、地 の は、
である 時、鳥取市
の 地 地区 る ある
、 の ある、栃本地区
栃本廃寺跡の る
、 戸 人、
2
、栃本廃寺跡 る る
、 22年 る鳥取市の
る、 ある
、 の2、
の の 0、 跡
る。

3. あなたは、栃本廃寺跡
知 ますか？



この 知 ますか？

この な 知 ますか？

栃本廃寺跡は、 され
すが、 れ 活た
ますか？ ()

因幡万葉歴史館
(拠点)

ルート案内
短時間コース
半日コース

カ
びあり
約)

一日コース等

図4 史跡ガイド活用 略図



(析本廃寺 南塔跡)

ふ ぐ』
 稲 散
 青龍 雨滝街道
 ヨ 雨滝 流
 モデル
 見 聞
 利 料 有無 巡
 検討
 次 民憩
 辺 民憩
 5 楕円
 A 楕円 長方形
 B 楕円 A 除
 A
 行 然
 A 調和
 課題

まず、「学習の場」として活用する場合、その対象範囲は図5のA部分であり、対象者は小・中学校を主体とする教育現場及び史跡に興味・関心を持つ人となる。その場合、ハード面の整備は、現在行われている保存整備事業がそれに当たる。一方、ソフト面での整備は、本史跡は礎石を配した（復元）したものであるため、多くの集客を、とはあると、の史跡とし、を、るとが、となる。その、、者が多くある、を、とした、ート（史跡・配分をした、用の、史跡を、の）と史跡イドのについて、する、があ、。

に、「の場」として活用する場合、その対象範囲は図5のB部分であり、対象者は元及びび、が主体となる。でもでも、る場とする、が、まれているが、元に対する、の、事、の、した、の、を、活、した、な、の、を、し、人、が、る場を、する、が、ましいと、る。、史跡と、を、図、るため、に、れている、を、用、して、に、したり、の、にあるとい、を、活、し、に、る、な、を、する、も、面、い、の、ではない、。

のあり方については、一、に、り、な、の、業、を、元、に、する、一、が多いが、の、及び、の、史跡に、がない、あるいは、に、する、とい、小、の、業、が、で、る、範囲、ではない、と、る。その、な、業、は、一、人、一、な、業、者、の、を、活、用、する、の、が、当、と、る。その、には、の、の、史跡、も、で、する、な、な、方、を、する、がある。

また、では、本、跡と、に、にある「、道施」の保存整備後の活用についても途、している。有識者及び元代表者、公募、なる保存整備、員会において、保存整備後の活用について、する、と

になるが、じエリの中である、と、り、を、る、ために、一、体、とな、った、活、用、が、ま、れる。

2009年11月の『文に関する論』（閣大臣官房政広報室、）によると、んでいるの文環境を満足でるものとするために、が、との間に、「子もが文芸術に親し、機会の充実」が38.9%、「の芸能、祭りな、の継承・保存」28.6%、「ホー、劇場、術、博、な、の文施の充実」28.3%、いで「史な建、遺跡な、を、活、した、まちづくりの推進」23.8%となっている。また、の文環境の充実に待する、として、「子もが心豊に長する」50.2%、「に、人、の交流、社会参加が盛んになる」37.8%、「に対する愛着が醸、れる」32.2%な、となっている。

には、本、跡を、はじめ、史、価値のある文、財、が多くある。れ、が、の、の、活、と、つ、て、有、な、資、である、とは、疑、い、も、ない、と、で、あり、今、後、前、述、の、活、用、に、つ、て、が、活、する、と、が、大、い、に、待、で、る。

《参考文献》

古代寺院関係資料集 鳥取県立博物館

栃本廃寺基本計画及び基本設計 平 16

集

平 22

集 鳥取県

関

平 21 11

関

平 20

平 22

2010

本 本

—協力機関等—

鳥取

栃本

鳥取県

鳥取

県

館